

別記1

合法性・間伐材等の証明に係る 事業者認定申請書(新規)

令和 年 月 日

(一社) 鹿児島県林材協会連合会 殿

(申請者)

所在地:

名称:

代表者の氏名:

印

貴連合会の認定を得て木材・木材製品の合法性等の証明及び間伐材の証明を行いたいので、合法性・間伐材等の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量 : (別紙のとおり)
- 3 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況 : (別紙のとおり)
- 4 分別管理及び書類管理の方針 : (別紙のとおり)
- 5 その他(注) : (別紙のとおり)

注:その他には、資格(ISO、JAS等)を持っていれば記入して下さい。

1 創業年・従業員数

創 業 年 月 日	
現在の従業員数	

2 取扱実績

	木材・木材製品の主要品目	年 間 取 扱 量
取 扱 実 績		m ³

3 事業所の敷地・建物及び施設（土場・倉庫等）の面積及び配置状況（事務所等の全体の平面図又は青写真などの写し

	面 積
事業所の敷地	m ²
建物	m ²
土場	m ²
倉庫	m ²

4 分別管理及び書類管理の方針

分別管理の具体的方針	
書類管理の具体的方針	

5 分別管理責任者

氏 名	勤 務 年 数

6 その他（資格 ISO/JAS 等の確認状況 取得している場合記入して下さい）

(製材業)

分別管理及び書類管理方針書 (例)

企業名

令和 年 月 日作成

本方針書は、鹿児島県林材協会連合会が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範（平成 18 年 7 月 31 日制定）」及び「間伐材チップ確認に関する自主的行動規範（平成 21 年 10 月 13 日制定）」を受け、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品及び間伐材の供給に当たって必要となる分別管理及び書類管理の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、
において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品の取扱に当たって適用する。

(分別管理責任者)

- ・ 分別管理を適切に行うため、
を分別管理者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 原木の入荷に当たっては、納品書等により証明材又は間伐材であるか否かを確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、証明材又は間伐材と、非証明材が混合しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ 加工に当たっては、証明材又は間伐材と、非証明材が混合しないように加工する。
- ・ 製品の保管に当たっては、証明材又は間伐材を原料として製造した製品と、非証明材を原料として製造した製品が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ 製品の出荷に当たっては、証明材又は間伐材であることを確認の上、証明書を添付する。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、証明材又は間伐材と非証明材に係る原木消費量及び製品出荷量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 証明材又は間伐材の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保存する。

(素材生産業)

分別管理及び書類管理方針書 (例)

企業名

令和 年 月 日作成

本方針書は、鹿児島県林材協会連合会が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範（平成 18 年 7 月 31 日制定）」及び「間伐材チップ確認に関する自主的行動規範（平成 21 年 10 月 13 日制定）」を受け、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品及び間伐材の供給に当たって必要となる分別管理及び書類管理の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、
において、原木及び素材生産により搬出する原木の取扱
に当たって適用する。

(分別管理責任者)

- ・ 分別管理を適切に行うため、
を分別管理者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 原木の生産に当たっては、納品書等により証明材又は間伐材であるか否かを確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、証明材又は間伐材と、非証明材が混合しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ 原木の出荷に当たっては、証明材又は間伐材であることを確認の上、証明書を添付する。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、証明材又は間伐材と非証明材に係る原木消費量及び原木生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 証明材又は間伐材の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保存する。

(販売業・市場)(製品のみ販売)

分別管理及び書類管理方針書 (例)

企業名

令和 年 月 日作成

本方針書は、鹿児島県林材協会連合会が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範（平成 18 年 7 月 31 日制定）」及び「間伐材チップ確認に関する自主的行動規範（平成 21 年 10 月 13 日制定）」を受け、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品及び間伐材の供給に当たって必要となる分別管理及び書類管理の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、 において、製材品の取扱に当たって適用する。

(分別管理責任者)

- ・ 分別管理を適切に行うため、 を分別管理者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 製品の入荷に当たっては、納品書等により証明材又は間伐材であるか否かを確認する。
- ・ 製品の保管に当たっては、証明材又は間伐材と、非証明材が混合しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ 製品の出荷に当たっては、証明材又は間伐材であることを確認の上、証明書を添付する。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、証明材又は間伐材と非証明材に係る製品入荷量及び製品出荷量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 証明材又は間伐材の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保存する。

(販売業・市場)(原木のみ販売)

分別管理及び書類管理方針書 (例)

企業名

令和 年 月 日作成

本方針書は、鹿児島県林材協会連合会が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範（平成 18 年 7 月 31 日制定）」及び「間伐材チップ確認に関する自主的行動規範（平成 21 年 10 月 13 日制定）」を受け、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品及び間伐材の供給に当たって必要となる分別管理及び書類管理の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、 において、原木の取扱に当たって適用する。

(分別管理責任者)

- ・ 分別管理を適切に行うため、 を分別管理者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 原木の入荷に当たっては、納品書等により証明材又は間伐材であるか否かを確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、証明材又は間伐材と、非証明材が混合しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ 原木の出荷に当たっては、証明材又は間伐材であることを確認の上、証明書を添付する。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、証明材又は間伐材と非証明材に係る原木消費量及び原木出荷量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 証明材又は間伐材の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保存する。

(チップ業)

分別管理及び書類管理方針書 (例)

企業名

令和 年 月 日作成

本方針書は、鹿児島県林材協会連合会が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範（平成 18 年 7 月 31 日制定）」及び「間伐材チップ確認に関する自主的行動規範（平成 21 年 10 月 13 日制定）」を受け、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品及び間伐材の供給に当たって必要となる分別管理及び書類管理の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、
において、原木及び当該原木を原料として製造するチップの取扱に当たって適用する。

(分別管理責任者)

- ・ 分別管理を適切に行うため、
を分別管理者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 原木の入荷に当たっては、納品書等により証明材又は間伐材であるか否かを確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、証明材又は間伐材と、非証明材が混合しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ 加工に当たっては、証明材又は間伐材と、非証明材が混合しないように加工する。
- ・ 製品(チップ)の保管に当たっては、証明材又は間伐材を原料として製造した製品と、非証明材を原料として製造した製品が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ 製品(チップ)の出荷に当たっては、証明材又は間伐材であることを確認の上、証明書を添付する。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、証明材又は間伐材と非証明材に係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 証明材又は間伐材の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保存する。

(プレカット・建具・木工業)

分別管理及び書類管理方針書 (例)

企業名

令和 年 月 日作成

本方針書は、鹿児島県林材協会連合会が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範 (平成 18 年 7 月 31 日制定)」及び「間伐材チップ確認に関する自主的行動規範 (平成 21 年 10 月 13 日制定)」を受け、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品及び間伐材の供給に当たって必要となる分別管理及び書類管理の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、 において、加工する製材品の取扱に当たって適用する。

(分別管理責任者)

- ・ 分別管理を適切に行うため、 を分別管理者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 製品の入荷に当たっては、納品書等により証明材又は間伐材であるか否かを確認する。
- ・ 製品の保管に当たっては、証明材又は間伐材と、非証明材が混合しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ 製品の二次加工に当たっては、証明材又は間伐材と、非証明材が混合しないように加工する。
- ・ 加工品(二次加工)の保管に当たっては、証明材又は間伐材を原料として製造した製品と、非証明材を原料として製造した製品が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ 加工品(二次加工)の出荷に当たっては、証明材又は間伐材であることを確認の上、証明書を添付する。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、証明材又は間伐材と非証明材に係る製品入荷量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 証明材又は間伐材の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保存する。

誓約書

令和 年 月 日付けをもって提出いたしました合法性・
間伐材等の証明に係る事業者認定申請書の内容に相違して、問題が
生じた場合は、申請者において対処することを誓約します。

令和 年 月 日

(一社)鹿児島県林材協会連合会

会 長 柴 立 鉄 彦 様

住所

企業名

代表者名

印

合法性・間伐材等の証明に係る 事業者認定申請書（更新）

令和 年 月 日

（一社）鹿児島県林材協会連合会 殿

（申請者）

所在地：

名称：

代表者の氏名：

⑩

貴連合会の認定を得て木材・木材製品の合法性等の証明及び間伐材等の証明を継続して行いたいので、合法性・間伐材等の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量 : (別紙のとおり)
- 3 過去3年間の合法木材・木材製品取扱実績量 : (別紙のとおり)
- 4 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況 : (別紙のとおり)
- 5 分別管理及び書類管理の方針 : (別紙のとおり)
- 6 その他（注） : (別紙のとおり)

注：その他には、資格（ISO、JAS等）を持っていれば記入して下さい

1 創業年・従業員数

創業年月日	
現在の従業員数	

2 取扱実績

	木材・木材製品の主要品目	年間取扱量
取扱実績		m ³

3 過去3年間の合法木材・木材製品取扱実績量

m³

4 事業所の敷地・建物及び施設（土場・倉庫等）の面積及び配置状況（事務所等の全体の平面図又は青写真などの写し

	面積
事業所の敷地	m ²
建物	m ²
土場	m ²
倉庫	m ²

5 分別管理及び書類管理の方針

分別管理の具体的方針	
書類管理の具体的方針	

6 分別管理責任者

氏名	勤務年数

7 その他（資格 ISO/JAS 等の確認状況 取得している場合記入して下さい）

(製材業)

分別管理及び書類管理方針書 (例)

企業名

令和 年 月 日作成

本方針書は、鹿児島県林材協会連合会が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範 (平成 18 年 7 月 31 日制定)」及び「間伐材チップ確認に関する自主的行動規範 (平成 21 年 10 月 13 日制定)」を受け、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品及び間伐材の供給に当たって必要となる分別管理及び書類管理の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、
において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品の取扱に当たって適用する。

(分別管理責任者)

- ・ 分別管理を適切に行うため、
を分別管理者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 原木の入荷に当たっては、納品書等により証明材又は間伐材であるか否かを確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、証明材又は間伐材と、非証明材が混合しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ 加工に当たっては、証明材又は間伐材と、非証明材が混合しないように加工する。
- ・ 製品の保管に当たっては、証明材又は間伐材を原料として製造した製品と、非証明材を原料として製造した製品が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ 製品の出荷に当たっては、証明材又は間伐材であることを確認の上、証明書を添付する。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、証明材又は間伐材と非証明材に係る原木消費量及び製品出荷量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 証明材又は間伐材の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保存する。

(素材生産業)

分別管理及び書類管理方針書 (例)

企業名

令和 年 月 日作成

本方針書は、鹿児島県林材協会連合会が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範（平成 18 年 7 月 31 日制定）」及び「間伐材チップ確認に関する自主的行動規範（平成 21 年 10 月 13 日制定）」を受け、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品及び間伐材の供給に当たって必要となる分別管理及び書類管理の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、
において、原木及び素材生産により搬出する原木の取扱に当たって適用する。

(分別管理責任者)

- ・ 分別管理を適切に行うため、
を分別管理者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 原木の生産に当たっては、納品書等により証明材又は間伐材であるか否かを確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、証明材又は間伐材と、非証明材が混合しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ 原木の出荷に当たっては、証明材又は間伐材であることを確認の上、証明書を添付する。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、証明材又は間伐材と非証明材に係る原木消費量及び原木生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 証明材又は間伐材の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保存する。

(販売業・市場)(製品のみ販売)

分別管理及び書類管理方針書 (例)

企業名

令和 年 月 日作成

本方針書は、鹿児島県林材協会連合会が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範（平成 18 年 7 月 31 日制定）」及び「間伐材チップ確認に関する自主的行動規範（平成 21 年 10 月 13 日制定）」を受け、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品及び間伐材の供給に当たって必要となる分別管理及び書類管理の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、 において、製材品の取扱に当たって適用する。

(分別管理責任者)

- ・ 分別管理を適切に行うため、 を分別管理者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 製品の入荷に当たっては、納品書等により証明材又は間伐材であるか否かを確認する。
- ・ 製品の保管に当たっては、証明材又は間伐材と、非証明材が混合しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ 製品の出荷に当たっては、証明材又は間伐材であることを確認の上、証明書を添付する。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、証明材又は間伐材と非証明材に係る製品入荷量及び製品出荷量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 証明材又は間伐材の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保存する。

(販売業・市場)(原木のみ販売)

分別管理及び書類管理方針書 (例)

企業名

令和 年 月 日作成

本方針書は、鹿児島県林材協会連合会が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範（平成 18 年 7 月 31 日制定）」及び「間伐材チップ確認に関する自主的行動規範（平成 21 年 10 月 13 日制定）」を受け、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品及び間伐材の供給に当たって必要となる分別管理及び書類管理の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、 において、原木の取扱に当たって適用する。

(分別管理責任者)

- ・ 分別管理を適切に行うため、 を分別管理者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 原木の入荷に当たっては、納品書等により証明材又は間伐材であるか否かを確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、証明材又は間伐材と、非証明材が混合しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ 原木の出荷に当たっては、証明材又は間伐材であることを確認の上、証明書を添付する。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、証明材又は間伐材と非証明材に係る原木消費量及び原木出荷量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 証明材又は間伐材の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保存する。

(チップ業)

分別管理及び書類管理方針書 (例)

企業名

令和 年 月 日作成

本方針書は、鹿児島県林材協会連合会が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範 (平成 18 年 7 月 31 日制定)」及び「間伐材チップ確認に関する自主的行動規範 (平成 21 年 10 月 13 日制定)」を受け、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品及び間伐材の供給に当たって必要となる分別管理及び書類管理の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、
において、原木及び当該原木を原料として製造するチップの取扱に当たって適用する。

(分別管理責任者)

- ・ 分別管理を適切に行うため、
を分別管理者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 原木の入荷に当たっては、納品書等により証明材又は間伐材であるか否かを確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、証明材又は間伐材と、非証明材が混合しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ 加工に当たっては、証明材又は間伐材と、非証明材が混合しないように加工する。
- ・ 製品(チップ)の保管に当たっては、証明材又は間伐材を原料として製造した製品と、非証明材を原料として製造した製品が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ 製品(チップ)の出荷に当たっては、証明材又は間伐材であることを確認の上、証明書を添付する。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、証明材又は間伐材と非証明材に係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 証明材又は間伐材の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保存する。

(プレカット・建具・木工業)

分別管理及び書類管理方針書 (例)

企業名

令和 年 月 日作成

本方針書は、鹿児島県林材協会連合会が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範 (平成 18 年 7 月 31 日制定)」及び「間伐材チップ確認に関する自主的行動規範 (平成 21 年 10 月 13 日制定)」を受け、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品及び間伐材の供給に当たって必要となる分別管理及び書類管理の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、 において、加工する製材品の取扱に当たって適用する。

(分別管理責任者)

- ・ 分別管理を適切に行うため、 を分別管理者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 製品の入荷に当たっては、納品書等により証明材又は間伐材であるか否かを確認する。
- ・ 製品の保管に当たっては、証明材又は間伐材と、非証明材が混合しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ 製品の二次加工に当たっては、証明材又は間伐材と、非証明材が混合しないように加工する。
- ・ 加工品(二次加工)の保管に当たっては、証明材又は間伐材を原料として製造した製品と、非証明材を原料として製造した製品が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ 加工品(二次加工)の出荷に当たっては、証明材又は間伐材であることを確認の上、証明書を添付する。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、証明材又は間伐材と非証明材に係る製品入荷量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 証明材又は間伐材の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保存する。

誓約書

令和 年 月 日付けをもって提出いたしました合法性・
間伐材等の証明に係る事業者認定申請書の内容に相違して、問題が
生じた場合は、申請者において対処することを誓約します。

令和 年 月 日

(一社)鹿児島県林材協会連合会

会 長 柴 立 鉄 彦 様

住所

企業名

代表者名

印

別記5-1（内容変更がない場合）

合法性・間伐材等の証明に係る 事業者認定申請書（更新）

令和 年 月 日

（一社）鹿児島県林材協会連合会 殿

（申請者）

所在地：

名称：

代表者の氏名：

⑩

貴連合会の認定を得て、木材・木材製品の合法性等の証明及び間伐材等の証明を継続して行いたいので、合法性・間伐材等の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年 年創業、従業員数 人
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量
主要品目、年間取扱数量 m^3
- 3 過去3年間の合法木材・木材製品取扱実績量 m^3
- 4 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況
- 5 分別管理及び書類管理の方針
- 6 その他（注）

注：4，5，6については前回と変わらない場合、変更なしと明記すること。

その他には、資格（ISO、JAS等）を持っている場合は記入して下さい。

誓約書

令和 年 月 日付けをもって提出いたしました合法性・
間伐材等の証明に係る事業者認定申請書の内容に相違して、問題が
生じた場合は、申請者において対処することを誓約します。

令和 年 月 日

(一社)鹿児島県林材協会連合会

会 長 柴 立 鉄 彦 様

住所

企業名

代表者名

印

別記 10

(製材業・チップ業・屋久杉加工業)

令和 年 月 日

(一社) 鹿児島県林材協会連合会 殿

団体認定番号 :

事業所の所在地 :

事業所の名称 :

代表者の氏名 :

合法性等の証明された木材・木材製品の取扱実績報告書

合法性・間伐材等の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八により、下記のとおり合法性等の証明された木材・木材製品の取扱実績を報告します。

記

1 期 間 令和 年 4 月 1 日 ～ 令和 年 3 月 31 日

2 木材・木材製品の取扱量 (総数)	原木入荷量	m ³
	製品・チップ出荷量	m ³

3 うち合法性等が証明されたもの	原木入荷量	m ³
	製品・チップ出荷量	m ³

備考

(注) ①上記は合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品の実績を報告する場合の例であり、合法性のみの場合は等を省略してください。

②原木 (原料) 入荷量よりも製品・チップ出荷量が多くなる場合については、備考にその理由を記述して下さい。

別記 10

(素材生産業・市場)

令和 年 月 日

(一社) 鹿児島県林材協会連合会 殿

団体認定番号 :

事業所の所在地 :

事業所の名称 :

代表者の氏名 :

合法性等の証明された木材・木材製品の取扱実績報告書

合法性・間伐材等の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八により、下記のとおり合法性等の証明された木材・木材製品の取扱実績を報告します。

記

1 期 間 令和 年 4 月 1 日 ~ 令和年 3 月 31 日

2 木材・木材製品の取扱量 (総数)	原木入荷量	m ³
	原木出荷量	m ³

3 うち合法性等が証明されたもの	原木入荷量	m ³
	原木出荷量	m ³

備考

(注) ①上記は合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品の実績を報告する場合の例であり、合法性のみの場合は等を省略してください。

②原木 (原料) 入荷量よりも原木出荷量が多くなる場合については、備考にその理由を記述して下さい。

別記 10

(販売・市場・プレカット・木工・建具・加工業)

令和 年 月 日

(一社) 鹿児島県林材協会連合会 殿

団体認定番号 :

事業所の所在地 :

事業所の名称 :

代表者の氏名 :

合法性等の証明された木材・木材製品の取扱実績報告書

合法性・間伐材等の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八により、下記のとおり合法性等の証明された木材・木材製品の取扱実績を報告します。

記

1 期 間 令和 年 4 月 1 日 ~ 令和 年 3 月 31 日

2 木材・木材製品の取扱量 (総数)	製品入荷量	m ³
	製品出荷量	m ³

3 うち合法性等が証明されたもの	製品入荷量	m ³
	製品出荷量	m ³

備考

(注) ①上記は合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品の実績を報告する場合の例であり、合法性のみの場合は等を省略してください。

②製品入荷量よりも製品出荷量が多くなる場合については、備考にその理由を記述して下さい。

別記 11

(製材業・チップ業・屋久杉加工業)

令和 年 月 日

(一社) 鹿児島県林材協会連合会 殿

団体認定番号 :

事業所の所在地 :

事業所の名称 :

代表者の氏名 :

間伐材であることの証明された木材・木材製品の取扱実績報告書

合法性・間伐材等の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八により、下記のとおり間伐材であることの証明された木材の取扱実績を報告します。

記

1 期 間 令和 年 4 月 1 日 ~ 令和 年 3 月 31 日

2 木材・木材製品の取扱量 (総数)	原木入荷量	m ³
	製品・チップ出荷量	m ³

3 うち間伐材であることが証明されたもの	原木入荷量	m ³
	製品・チップ出荷量	m ³

備考

(注) 原木 (原料) 入荷量よりも製品・チップ出荷量が多くなる場合については、備考にその理由を記述して下さい。

別記 11

(素材生産業・市場)

令和 年 月 日

(一社) 鹿児島県林材協会連合会 殿

団体認定番号 :

事業所の所在地 :

事業所の名称 :

代表者の氏名 :

間伐材であることの証明された木材・木材製品の取扱実績報告書

合法性・間伐材等の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八により、下記のとおり間伐材であることの証明された木材の取扱実績を報告します。

記

1 期 間 令和 年 4 月 1 日 ~ 令和 年 3 月 31 日

2 木材・木材製品の取扱量（総数）	原木入荷量	m ³
	原木出荷量	m ³

3 うち間伐材であることが証明されたもの	原木入荷量	m ³
	原木出荷量	m ³

備考

(注) 原木（原料）入荷量よりも原木出荷量が多くなる場合については、備考にその理由を記述して下さい。

別記 11

(販売・市場・プレカット・木工・建具・加工業)

令和 年 月 日

(一社) 鹿児島県林材協会連合会 殿

団体認定番号 :

事業所の所在地 :

事業所の名称 :

代表者の氏名 :

間伐材であることの証明された木材・木材製品の取扱実績報告書

合法性・間伐材等の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八により、下記のとおり間伐材であることの証明された木材の取扱実績を報告します。

記

1 期 間 令和 年 4 月 1 日 ～ 令和 年 3 月 31 日

2 木材・木材製品の取扱量（総数）	製品入荷量	m ³
	製品出荷量	m ³

3 うち間伐材であることが証明されたもの	製品入荷量	m ³
	製品出荷量	m ³

備考

(注) 製品入荷量よりも製品出荷量が多くなる場合については、備考にその理由を記述して下さい。

別記 14

令和 年 月 日

(一社) 鹿児島県林材協会連合会 殿

団体認定番号 :

事業所の所在地 :

事業所の名称 :

代表者の氏名 :

合法性・間伐材等の証明に係る事業者認定申請書記載事項変更届

令和 年 月 日付けで認定のあった合法性・間伐材等の証明に係る事業者認定について、下記のとおり申請記載事項に変更があったので、合法性・間伐材等の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第十一により、届け出します。

記

(変更内容)

- 1 事業所の所在地
- 2 事業所の名称
- 3 代表者の氏名
- 4 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫）の配置状況（配置図添付）
- 5 分別管理及び書類管理の方針（方針書添付）

(注) 上記項目の変更があった箇所のみを記入してください。

別記 16

令和 年 月 日

(一社) 鹿児島県林材協会連合会 殿

団体認定番号 :

事業所の所在地 :

事業所の名称 :

代表者の氏名 :

合法木材事業者認定書再交付申請書

合法木材事業者認定書を紛失（き損）したため、合法性・間伐材等の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第十二により、再交付を申請します。